様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

令和８年１１月６日

桑折町議会議長　原　　賢　志　　様

桑折町議会議員
３番　半沢　正保

一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1　県道353号国見福島線に架かる産ヶ沢橋について	県道353号国見福島線に架かる産ヶ沢橋は、地域住民の日常生活を支えるとともに、桑折工業団地への通勤や物流を担う重要な交通施設である。桑折工業団地は総面積57.3ヘクタール、立地企業約30社を有する本町の主要な産業拠点である。従業員数は1,500人から1,800人程度と推計されるが、その実数については確認が必要である。朝夕の通勤時間帯には交通が集中し、慢性的な渋滞が発生している。 産ヶ沢橋は幅員が6.8メートルと狭く、対向車とすれ違う際には圧迫感があり、歩行者や自転車の通行にも不安がある。特に大型車両同士のすれ違いでは、事実上の交互通行となる場面もあり、渋滞を助長する要因となっている。 福島県が令和8年1月に公表した橋梁長寿命化修繕計画の個別施設計画によると、産ヶ沢橋は昭和35年に架設され、今年で66年が経過している。橋長は31.6メートル、幅員は6.8メートルである。また、令和4年の点検では、早期に措置を講ずべき状態を示す「健全性判定Ⅲ」とされ、計画には修繕着手が記載されている。 老朽化した橋梁の修繕を確実に進めることは当然である。しかし、修繕によって橋の健全性が改善されても、幅員6.8メートルという構造上の課題や、歩行者・自転車の通行に対する不	町　長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	安が解消されるとは限らない。 県道の管理主体は福島県であるが、町民の安全確保と地域産業の発展のため、町が主体的に通行実態を把握し、客観的な資料に基づいて県と協議する必要があると考える。そこで、次の6点について伺う。 (1) 現状と修繕内容の把握 産ヶ沢橋は、架設から66年が経過し、令和4年の点検では健全性判定Ⅲとされている。町は、橋梁の具体的な損傷箇所及び損傷の程度、修繕工事の内容、現在の進捗状況、着工及び完了予定時期について、県からどのような説明を受けているのか伺う。また、今回の修繕によって橋梁の健全性がどの程度改善される見通しなのか、さらに幅員の拡大や歩行者・自転車の通行空間の改善が修繕計画に含まれているのか伺う。 (2) 町のこれまでの取組 産ヶ沢橋の幅員は6.8メートルであり、大型車両の通行や歩行者・自転車の安全確保に課題がある。町は、過去5年間に産ヶ沢橋の拡幅や交通安全対策について、県に対して何回、要望又は協議を行ってきたのか。その実施年月日、協議先、要望内容及び県からの回答を伺う。 また、県から事業化に向けた課題が示されている場合、その具体的な内容と今後の協議予定について伺う。 (3) 通行実態を踏まえた合同調査 橋梁の安全性と交通の円滑性を判断するためには、幅員6.8メートルの内訳をはじめ、車道の有効幅員、前後の道路との幅員差、1日当たりの交通量、朝夕のピーク時1時間当たりの交通量、大型車混入率、歩行者・自転車の通行量及び過去5年間の交通事故件数など、客観的な数値による検証が必要である。 町は、これらの数値をどの程度把握しているのか伺う。また、県、警察及び地域住民と合同で現地調査を実施し、大型車両のすれ違い状況や通行上の危険箇所を確認するとともに、朝夕の交通量や渋滞状況を数値化する考えがあるか伺う。 あわせて、令和8年度内に合同調査を実施するよう県に働きか	

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	ける考えがあるか伺う。 (4) 拡幅又は架け替えの比較検討 橋梁の幅員不足を解消する方法としては、既設橋の拡幅、歩行者・自転車専用の側道橋の設置、現在位置での架け替え、別位置への新橋整備などが考えられる。 産ヶ沢橋についても、現在の幅員6.8メートルを前提に、将来の交通需要を踏まえた必要幅員を明らかにするとともに、これら4つの整備方法について比較検討する必要があると考える。そこで、それぞれの整備方法について、安全性、技術的な実現可能性、用地取得、河川への影響、概算事業費、工事期間、将来の維持管理費及び工事中の交通への影響を比較するよう、県に求める考えがあるか伺う。 また、令和9年度中を目標に、県と比較検討の実施について協議する考えがあるか伺う。 (5) 事業化に向けた町の行動 橋梁の拡幅や架け替えには、調査、設計、用地取得及び工事など、複数の段階があり、事業化までに相当の期間を要することが想定される。だからこそ、単なる要望にとどまらず、事業化に向けて何が必要であるのかを具体的に整理することが重要である。 町は、県との協議を通じて、事業化に必要な交通量調査、整備方法の比較検討、概算事業費、活用可能な国の補助制度、町としての協力事項などを明確にし、今後の要望に反映する考えがあるか伺う。 また、次回の県との協議及び拡幅に関する正式な要望を、いつまでに実施する考えなのか、町としての具体的な目標時期を伺う。 (6) 当面の安全確保と住民への説明 拡幅や架け替えなどの抜本的な整備には一定の期間を要すると考えられるが、それまでの間も地域住民や通勤者の安全を確保する必要がある。特に、幅員6.8メートルの橋梁において、大型車両と一般車両のすれ違いや歩行者・自転車の通行時に	

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	生じる危険を軽減するため、注意喚起標識、路面表示、見通しの改善など、現地の状況に応じた対策を県及び警察と協議する考えがあるか伺う。 　また、令和8年度内に実施可能な安全対策について、具体的な内容と実施時期を明らかにする考えがあるか伺う。 あわせて、橋梁の修繕内容、拡幅に向けた県との協議状況、県からの回答及び今後の課題について、地域住民に説明する機会を設ける考えがあるか伺う。 　さらに、令和8年度末までに、それまでの取組状況と今後の見通しを住民に報告する考えがあるか伺う。 　県が管理する橋梁である以上、町が直ちに拡幅や架け替えの事業決定を約束できるものではない。しかし、町がいつ県と協議し、何を要望し、その結果をどのように住民に伝えるかは、町の判断と行動によって明らかにできるものである。 　架設から66年が経過した産ヶ沢橋について、修繕による長寿命化と通行環境の抜本的な改善を両立させ、町民が安全かつ安心して利用できる橋梁とするため、町として主体的かつ計画的に取り組む考えを伺う。	
2　５校の閉校記念事業実行委員会の設置について	本町の小学校4校と中学校1校を統合し、新たな義務教育学校を設立する方針が示され、その実現に向けた準備が確実に進められている。 　令和7年12月9日に桑折町議会が提出した「桑折町における義務教育学校の早期実現を求める意見書」に、小学校を「明治6年の創立以来、150年近くにわたり地域文化と子どもたちの成長を支えてきた歴史ある学び舎が学校の統合に伴い、閉校することに複雑な思いや寂しさを感じる住民の心情に深く共感していることを述べさせていただいた。 　小中学校は、単なる教育施設ではなく、長年にわたり地域の教育と文化の中心として、多くの卒業生や地域住民に親しまれてきた存在である。その歴史と伝統、地域の思いを次世代へ継承することは、新たな義務教育学校の設立と同様に重要な課題である。 そのためには、各学校の閉校に向けて、学校、保護者、卒業生	教育長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	地域住民などが主体的に参画する「閉校記念事業実行委員会」を設置し、閉校記念式典や記念誌の発行、歴史的資料の保存などに計画的に取り組む必要があると考える。 義務教育学校の開校準備と並行して、５校それぞれの歴史にふさわしい閉校記念事業を進めることが重要であるとの観点から、以下３点について伺う。 ⑴ 閉校記念事業実行委員会の設置 閉校する５校について、保護者、卒業生、地域住民、学校関係者等で構成する閉校記念事業実行委員会を設置する考えはあるか。また、その方針と設置時期について各校に一任する考えか伺う。 ⑵ 閉校記念事業に対する財政支援 閉校式に伴う記念行事、記念誌の作成、校旗や校歌などの歴史資料の保存には相応の経費が必要となる。他自治体では閉校実行委員会に対する補助金制度を設けているが、本町においても必要な財政支援を行う考えはあるか伺う。 ⑶ 閉校までの工程表と歴史資料の継承 ５校それぞれの歴史と伝統を後世に伝えるため、閉校記念事業の実施日程、記念誌の作成、歴史資料の保存・継承などについて、開校までの工程表に位置付け、教育委員会が学校及び地域と連携して計画的に進める考えはあるか伺う。	
３　令和９年度醸芳中学校に設置するCSについて	醸芳中学校に、令和９年度設置するとしているCS（学校運営協議会）について、次の３点について伺う。 ⑴ 学校運営協議会の設置目的と運営方針 令和9年度に醸芳中学校へ学校運営協議会を設置するにあたり、どのような教育課題の解決と学校運営の改善を目指すのか。また、委員の構成、人数、選任方法及び協議事項など、具体的な運営方針について伺う。また、CSを町民に説明する考えがあるか伺う。 ⑵ 小学校4校との連携 義務教育学校の設立を見据えれば、中学校だけでなく、小学	教育長

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	校4校を含めた9年間の一貫した教育活動と地域との連携体制を構築する必要がある。令和9年度は中学校に先行して設置する理由と、小学校4校の学校関係者や保護者、地域住民の意見をどのように反映させる考えか伺う。 (3) 義務教育学校への移行と学校運営協議会の役割 新たな義務教育学校では、学校運営協議会が教育方針の共有や特色ある教育活動の推進、地域との協働において重要な役割を担うものと考える。令和9年度に設置する学校運営協議会を、新たな義務教育学校の学校運営協議会へどのように発展・継承させる考えか伺う。	

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

令和　８年　11月　18日

桑折町議会議長　原　賢志　様

桑折町議会議員
８番　佐藤武朗

一般質問通告書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
１．伊達桑折インター周辺の開発事業に関して	桑折町総合計画「21世紀の追分」推進プロジェクトの施策の一つである、三角地区の民間事業者主導による複合型流通業務開発について、現時点で具体的な事業進展が見られない状況と受け止めております。 本事業に対しては、これまで多大な職員の事務処理や労力が費やされてきたものと考えられます。また、本計画に伴うインフラ整備等においては、今年度予算を含め約１億円もの費用が投入されると認識しております。 多額の公費や行政リソースを投じてきた一方で、事業の停滞が懸念される中、今後、本町としての民間事業者に対してどのような対応、あるいは方針転換を考えられているか伺う。	町　長
２．人口減少社会に対する町の今後の対応について	現在、本町の人口動態を見ると、自然減が続く一方で、社会増減に関しては転入者が転出者を上回り、若干のプラス傾向にあります。この傾向は、これまで町が取り組んでこられた各種施策が着実に成果を上げているものと評価しております。 そこで、今後さらに社会増の基盤を強固にするため、以下の点について伺う。 （１）都市的土地利用の推進に関連し、都市計画法34条11項を活用して睦合の成田地区が区域指定となりました。このエリアについて、町としては今後どのような展開や活用を図っていくか考えを伺う。 （２）サウンディング調査を取り入れた、醸芳中学校西側エリアの開発が検討されていると承知しており	町　長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

	ます。本計画の現在の進捗状況と、事業完了に向けたタイムスケジュールをどのように設定しているか伺う。	
３．本町の職員の人事異動及び人事配置に関して	本町のような小規模自治体が抱える行政課題を踏まえ、職員の専門性と組織力の維持・向上について、次の点について町長の所見を伺う。 （１）　専門性とキャリア形成の確保について 現在、本町においては概ね３年から５年の定期異動が行われていると認識しております。この頻度では、職員が腰を据えて専門性を磨く前に異動となり、いわゆる「庁内転職」とも言える業務負担が生じているのではないかと危惧しております。 また、それに伴うノウハウの蓄積の阻害や行政サービスの低下にもつながりかねない、どのように認識されているか伺う。 （２）　前例踏襲からの脱却と継続性の確保について 異動直後においては、業務上のリスク回避の観点から「前例踏襲」に頼らざるを得ない面もあると考えます。しかし、変化する行政需要に対して機動的な政策推進を図るためには、業務の継続性を担保する人事配置の工夫や、引継ぎ・支援体制の構築が必要と考えますが、現状の取り組みと今後の工夫について伺う。 （３）　今後の人事異動等の方針についての変化はあるものか 定期ローテーションにとどまらず、特定分野における専門性の登用や、プロジェクト単位での柔軟な職員配置など、時代に即した人事方針へと転換していくべきと考えますが、今後の人材育成および人事管理の方針について伺う。	町　長
４．遊休農地、耕作放棄地の解消について	現在、我が国の農業は、就農者の高齢化や後継者不足が深刻な社会問題となっており、本町も同様の傾向にあると認識しております。 町はこれまで、地域おこし協力隊の活用や、自家農業の継承を支援する「農業後継者奨励事業」など、特に基幹産業である桃生産を中心とした新規就農者・後継者の確保に努めてきています。	町　長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

	しかし、本町には果樹地帯をはじめ、大規模水田地帯や中山間地など多様な農地が存在しており、現状の対策だけで全域の農地を網羅し保全することは極めて困難な状況にあると考えます。 全体のカバーは困難だとしても、農地を守るという趣旨のもと、「半田銀山そばの会」が耕作放棄地や遊休農地を活用した「そば栽培」に取り組んでおります。この活動は、荒廃農地の解消に直結するだけでなく、白いそばの花が咲き誇る美しい農村景観の形成など、地域の魅力向上にも大きく寄与しているものと考えております。 まだまだ多くの課題が残されていることは承知しておりますが、これを「町のそば文化」へと発展させていくことは、農地保全と地域活性化を両立する有効なまちづくりの一環になり得ると考えますが、町長の所見を伺う。	

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

令和８年１１月１８日

桑折町議会議長　原　賢志　様

桑折町議会議員

６番　岡本　貴士　㊞

一般質問通告書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
鎮痛剤など一部処方薬で薬剤費25%が追加負担となることについて／令和９年３月開始	令和９年３月から、国民健康保険や後期高齢者医療制度を含む公的医療保険制度において、一般用医薬品（市販薬）と成分等が共通する「OTC類似薬」の保険給付が見直される。今回の制度改正では、解熱鎮痛薬、抗アレルギー薬、湿布薬など77成分、約1,000品目を対象に、従来の自己負担に加え、薬剤費の４分の１に相当する特別の料金が患者負担となる。これにより、対象医薬品を継続的に使用する患者、とりわけ高齢者や低所得者への経済的影響が懸念される。 以上を踏まえ、次の５点について伺う。 （1）制度改正による町民への影響について 今回の制度改正により、町内の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者に生じる経済的影響について、町はどのように認識しているか。また、対象となる被保険者数や自己負担増加額について、現時点で把握又は推計しているか。	町　長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

	（2）高齢者及び低所得者への影響について 対象医薬品を継続的に使用する高齢者や低所得者に対しては、薬剤費の負担増加が日常生活に影響を及ぼすことが懸念される。こうした住民への影響について、町はどのように認識しているか。 （3）受診控え及び服薬中断への対応について 薬剤費の自己負担増加に伴い、必要な受診の抑制や服薬の中断につながることが懸念される。町は、こうした影響をどのように認識し、必要な医療へのアクセスを確保する観点から、どのような対応が必要であると考えているか。 （4）制度改正に関する周知について 制度改正の内容や患者負担の変更、特別の料金の対象外となる場合の取扱いについて、町民に対してどのような周知を行う考えか。また、高齢者等にも分かりやすく情報を提供するため、どのような方法を検討しているか。 （5）関係機関との連携について 制度改正に伴う町民からの相談に適切に対応するため、医療機関、薬局及び関係機関との連携が重要であると考える。町は、関係機関との情報共有や相談対応について、どのように取り組む考えか。 以上	

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

令和　８年　１１月１８　日

桑折町議会議長　原　賢　志　様

桑折町議会議員
１１番　川 名 静 子　㊞

一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1,20年後の桑折町の姿を見据えたまちづくりに関して	２０年後の本町のまちづくりの指針として都市計画マスタープランが策定され２年が過ぎた。この間だけでも中心となる商店通りの新店舗の進出はあるものの空洞化が進んでいる。役場、保育所等の移転から中心商店街は通過点となっているのではないかと感じる。４年後に小学校が移転されれば益々歩く人は見られなくなる。「みんなが幸せを実感できる 元気なまちこおり」の実現になるのか。持続可能な町づくりへの考えを伺う。 (1)まちづくりの定義とは何か (2)本計画が終了する令和２６年の桑折町の姿をどのようにイメージして策定されているか (3)計画の中に「協働のまちづくりの推進」とあるが町民の果たすべき役割とは何か (4)子育てを推進する本町には屋外の遊び場が少ない子育てには外遊びが重要であると考える。人にやさしいまちづくり方針にある「子育て支援」から「ここにしかない遊具付き遊び場」設置の考えは (5)４地区の特徴を生かしたまちづくりをどのように進めていく考えか	町長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

2,住民自治協議会をまちづくりに活かす体制づくりの見直しに関して	昨年１２月定例会で住民自治協議会について質問した。支援体制については「自治協と協議の上、体制や運営方法の見直しを検討する。また、会の活動強化に向け情報を共有し次年度に向け合同で会議を開催している」旨の答弁をいただいた。検討の結果、どの様な見直し検討がなされたのか伺う。 (1)見直し検討経過の会議開催の回数、メンバー、課題の内容は (2)設立から 15 年以上経過した本協議会の目的は果たされてきたか。また、目的達成のため行政の関わり方は適切であったか (3)これまで目的に沿った運営に取り組めた地区、思うように取り組めなかった地区の課題をどのように分析しているか (4)これまで住民自治協議会が取り組んできた成果をどのように評価するか	町長
3,歴史と文化の町をだれもが感じられる取り組みに関して	町民憲章に「歴史と伝統を尊び、かおり高い文化の町をつくりましょう」とある。神社・仏閣の文化財登録を除き町内各地に置かれている寄贈された想いのある彫塑等があるが、関心が持たれていない。また、倉庫にも眠っているであろう彫塑等を一定の場所に集約することで多くの町民ばかりでなく新たな町の文化交流の場となるのではないか。公開していく考えはあるか伺う。 (1)現在町が保管する彫塑等は何体あり、管理している課はどこか (2)決算書の財産管理に記載されている 498 点から彫塑は何体か (3)倉庫で眠るものは今後 倉庫から出ることはないのか	町長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

令和　８年　11月　19日

桑折町議会議長　原　　賢　志　　様

桑折町議会議員
７番　　和　泉　真　司　　

一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1.イオンモールの開業における道路渋滞の緩和対策について	令和８年１１月のイオンモールの開業に伴う町内道路の渋滞緩和対策について２点伺う。 (1)イオンモールの近くに桑折町工業団地があり、１日に１００台以上のトラックが出入りしている。物流業界は２０２４年以降働き方改革関連法施行により運行時間や拘束時間が厳しくなっている。渋滞による５分・１０分の遅延が荷主にも運送会社にも悪影響を及ぼすものである。そこで、町として工業団地の物流が滞らないようにどの様な対策を講じているか。 (2)桑折町民の通勤・退勤時間についても影響があると予想される中、町としてどのような事態を予測されていてどのような対策を講じているか。	町長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

令和　８　年　１１月　１９日

桑折町議会議長　原　　賢　志　　様

桑折町議会議員
４番　　羽根田　ひとみ　㊞

一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
１郡役所・歴史観光交流センターの案内看板について	伊達桑折インターチェンジを降りると伊達市の案内看板はあるが、桑折町の（郡役所・歴史観光交流センターなど）看板はない。イオン開業を機に桑折町への誘導を強化すべきと思う。 （１）看板設置の計画はあるのか伺う。 （２）看板設置のほかに誘導方法としてカーナビ・地図アプリで開業時間や写真などを町公式として整備しては如何か。 （３）現在ある交通安全ホタピーが描かれている看板に郡役所案内を入れることはできないものか伺う。 （４）のぼり旗を並べては如何か	町長
２生ごみを減らす為に活動する団体に助成を	（１）ごみ減量のために紙回収やアルミ缶回収の取り組みを行っている団体・町内会が増えてゴミ減量化のための活動は定着しつつある。そこで生ごみを減らす為の意識を強化するために、各団体・町内会が生ごみを共同で堆肥化する活動に対してコンポスト容器や基材（もみ殻・キエーロなど）、道具類の購入費を助成しては如何か。 （２）以前は校庭に堆肥をつくるところがあった。「草や枯れ木は土に戻ることを実感する教育を」と思	町長 教育長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

	うが如何か。花いっぱい運動で自分たちの作った肥料のおかげできれいな花が咲くことを感じてもらいたいと思うが如何か。	
３桑折ならではの方言を残すために	方言は歴史・風土・暮らしが凝縮された無形の文化遺産であり、町民のアイデンティティの核である。しかし、日常的に方言を話す世代が減少し、消滅の危機にある。次世代への伝承のため記録と保存（独自のイントネーションを音声に残しておく）をしては如何か。また、しゃべり会やアナウンスを方言バージョンで行っては如何か。	町長
４いきいき高齢者の為にカラオケを	カラオケには、高齢者の要介護リスクを下げる効果が認められている。（誤飲防止や認知症予防・社会的孤立の防止など）公民館事業やサロンの活動に取り入れては如何か。町内の民間店舗との連携をはかり、平日の昼間を「高齢者の集いの場」として利用しては如何か。	町長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

令和８年11月19日

桑折町議会議長　原　賢志　様

桑折町議会議員
１０番　　半澤　高

一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
１．イオンモール伊達の開業と桑折町への影響・その対策について	イオンモール伊達が先月オープンした。イオンモール伊達が桑折町に及ぼす影響について次の点を伺う。 (1)消費者にとっては、桑折町のすぐ近くに様々なテナントをはじめ買い物や食事をする多く場所が新しく生まれ「より住みやすいまち」になるものと思うが、町内の商店や飲食店での購買率はかなり低下するものと思われる。町総合計画では、施策1-2商工業の振興①（商業活性化）において、基本目標として地元購買率（食料品）を令和13年に70.0%にするとしているが、今後地元商店・飲食店の経営者の方々が意欲をもって営業を続けていけるような具体的施策を考えているのか伺う。 (2)また、総合計画の施策1-2商工業の振興②（工業活性化）では、イオンモール伊達のすぐ近く「伊達桑折インターチェンジ周辺における民間業者による複合型流通業務団地形成により、新たな雇用創出と工業活性化を図ります。」とあるが、実際に現地に足を運べば、『遅々として進まない』状態にあるのは明白である。今後の対策について詳細に伺う。 (3)イオンモール伊達の開業に伴い周辺道路はかなり渋滞する。イオンモール伊達では開業時のみなら	町　長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

質問事項	質問の要旨	質問の相手
	ず今後も年間に多くのセールを打って出てくるものと考えられ、その度に４号線や県道（旧国道）等において渋滞が発生する。渋滞による悪影響等に関してどのように考えどのように対処しようとしているのか伺う。	
２．（仮称）歴史観光交流センター等の今後について	現在建設中の「（仮称）歴史観光交流センター」の今後について次の点を伺う。 (1)公募による名称はどう決定したのか。 (2)オープンはいつになる予定か。また、オープニングセレモニー、オープニングイベントについてどう考えているのか。 (3)年間の訪問者数を何人とみているのか。またその根拠は。 (4)年間の維持管理費についてはどれだけと考え、来年度当初予算にいくら計上するのか。 (5)以前に質問した「こおりの小径」に代わる新たな散策・ドライブルートの選定については、「（仮称）歴史観光交流センター」を起点とするものとしているが、進捗状況は。今年度中にルート選定、案内板の設置等するものなのか伺う。 (6)次年度以降「旧伊達郡役所～陣屋の杜公園」までの町道をカラー舗装するとの予定であるが、いつ頃の実施か。さらには来年度当初予算にいくら計上する予定であるのか伺う。	町　長
３．新たなごみ焼却施設建設に係る建設費について	10月27日召集の伊達地方衛生処理組合議会定例会で管理者（伊達市長）は、開会あいさつなかで『新たなごみ焼却施設の整備に向けた取り組みとしましては、将来にわたる安定的かつ持続可能な一般廃棄物処理体制の構築のための施設整備について議論を重ねてまいりましたが、世界的な資財高騰や人件費上昇などにより、建設費が大幅に増額しております。そのため組合としては、今後施設の建設、運営にかかる費用等について慎重に分析を行いながら、施設整備の進め方について多角的に検討して参りたいと考えております。』と述べている。 桑折町としては、どのようなスタンスでどのような意見をもって、事務担当者の会議、管理者会に臨もうと考えているのか伺う。	町　長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

令和８年１１月１９日

桑折町議会議長　原　賢　志　様

桑折町議会議員
５番　石　幡　政　子

一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
１、大型店の進出と本町のまちづくりについて	伊達桑折インターチェンジ周辺におけるイオンモールの開業は、単に大型商業施設の進出に留まらず、観光振興、商業活性化、移住定住の促進など桑折町の振興に大きな可能性をもたらす契機であると考える。 町としても早急にこの好機を活かす政策を打ちだす事が重要と思う。 そこで次の３点について伺う。 （１）イオンモールを訪れる人の流れを町内の観光施設や商店街、農産物直売所などへ誘導し、地域経済へ波及させるため、どのような施策を検討しているのか伺う。 （２）イオンモール開業により従業員・搬入業者の需要に対応した宅政策等、移住定住へ結びつける取組みをどの様に捉えているか伺う。 （３）イオンモールの進出とインター周辺の開発を関連付けて進めていく考えはあるのか伺う。	町長
２、自治体のＤＸ推進における情報セキュリティ対策について	昨今、世界的規模でサイバー攻撃と言われる情報漏洩が大きな社会問題になっている。本町においても、住民台帳や税情報をはじめとする重要な個人情報を保有している。また、教育現場ではＧＩＧＡスクール構想のもと、児童生徒一人一台のタブレット端末が活用されており、情報セキュリティ対策の重要性が高まっ	町長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

	ている。住民生活を守るための危機管理上の重要課題であると考えることから、次の３点について伺う。 （１）行政が保有している住民情報を守るため、不正アクセス対策、ランサムウェア対策、データのバックアップの現状を伺う （２）教育現場では、児童生徒がタブレットを日常的に活用しているが、情報漏えい、不正アクセス対策は万全か伺う。また、情報モラル教育はどの様に行われているか伺う。 （３）万が一、サイバー攻撃によりシステム停止や情報漏えいが発生した場合、住民への周知方法、業務継続体制、復旧手順についてどのように整備されているか伺う。	
３、高齢者福祉推進の取組みにおける介護保険事業について	本町では現在、第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいる。 一方、令和９年度から始まる第10期介護保険事業計画の策定に向けた議論が進められており、その背景には、高齢化の進展に加え、介護人材不足の深刻化、介護給付費の増大、物価高騰への対応など介護保険制度を取り巻く環境の大きな変化がある。制度の持続可能性を確保しながら、地域包括ケアの深化や認知症施策の推進、医療と介護の連携強化、人材確保と生産性向上などを重要な課題として位置付けている。 また、人口減少や高齢化の進展に伴い、介護サービスの維持、人材確保、介護を担う家族への支援など様々な課題が予想されることから、次の４点を伺う。 （１）本町は、第９期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況と成果をどのように評価しているか伺う。 （２）第９期計画の課題や反省点をどのように認識しているか伺う。 （３）国が示す第10期介護保険事業計画の方向性を踏まえ、本町はどのような基本理念のもとに第10期計画を策定しようとしているのか伺う。 （４）介護人材の確保、認知症施策、介護家族支援及び地域包括ケアシステムの深化について、第10期計画においてどのような重点施策を位置付	町長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

	ける考えか伺う。	

令和　８年11月１９日

桑折町議会議長　原　　賢　志　　様

桑折町議会議員
１番　　川村　滋道　　㊞

一 般 質 問 通 告 書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 桑折町の義務教育学校設置について	・「桑折町義務教育学校基本構想・基本計画」策定に関連し、基本構想に関し４点、基本計画に関し４点の計８点を伺う。 （１）育ちと学びの連続性の確保に関し ・発達段階における影響（体格差、行動範囲、上級生による言動や行動の影響力）の軽減策は如何か伺う。 （２）適正規模での教育 ・小規模校ならではの教員全員が全児童の顔と性格を把握し情報共有特性があるが、この持続性を維持するための方策は如何か伺う。 （３）質の高い教育の提供 ・乗り入れ学習に伴う教員の働き方や指導法の留意すべき事は如何か伺う。 （４）誰一人取り残さない支援体制の構築 ・環境変化による適応障害や不登校の増加が懸念されるがその対策は如何か伺う。 （５）桑折ならではの９年間の学びを支える校舎 ・体格差・発達段階への対応でどのような配慮が検討されるものなのか伺う。 （６）一人一人の多様な学びを支える校舎 ・少人数やおちついた環境を必要とする施設の，動線やプライバシー配慮は如何なのか伺う。 （７）既存校舎を生かし、将来につなぐことができ持続可能な校舎 ・設備面で小学校部分と既存中学校ではトイレ、手洗い、特別教室、放送設備、給食用サイズ等々の差異が顕著だがこの面での検討は如何か伺う。 （８）誰もが安全・安心に過ごせる校舎 ・学校は災害時の指定避難所の役割をもつがこの義務教育学校はその指定を受けるつもりか又その際は障が	教育長

	い者が避難した場合にも使いやすいバリアフリー動線・エレベーター・多目的トイレが確保されるか伺う。	
２．本町の熊対策に関して	・本町のクマ対策で11月５日に現場調査を行った。冬眠準備で餌を大量に食べる時期なので人里へ現れる機会が増える事が想定される。関連して今後の対応を４点伺う。 （１）農振除外地（白地地区）の藪刈払い作業に対し作業用機器も導入された。冬眠期の時期は出没の危険度が減るが、作業稼働状況と進行度合いは如何か伺う。 （２）柿の伐採作業は今年度で終了するのか来年も継続するのか伺う。 （３）罠にかかったクマをどのように対処するか。その際の連絡体制は如何か伺う （４）緊急銃猟の判断はどのような場合が想定されるか執行された場合の後処理はどうなるのか伺う。	町長
３．本町の大雨対策に関連して	・線状降水帯発生で本県のいわきではアンダーパスで死亡事故が発生した。本町のアンダーパスは東北本線の高架橋下が想定される。又桑折から睦合へ行く飯坂線も低地部分がある。想定外が今や日常となる状況だ。関連して以下３点を伺う。 （１）アンダーパス想定個所は何個所あるのか伺う （２）大雨発生時の想定個所の近辺への周知体制はどのようになっているのか伺う。 （３）発生時の避難場所や誘導はどのようになっているのか伺う	町長
４．本町の会計年度任用職員の待遇について	・会計年度任用職員の待遇改善について総務省が通達を出した（総行給第６６号）関連して以下の３点を伺う。 （１）本町にその通達はいつ届いて対応をどのように検討されているのか伺う。 （２）１２月は予算編成の時期である。待遇改善の為の予算計上は検討されているのか伺う （３）来年４月からの募集に関し、この通達が反映された募集対応を伺う。	町長

５．本町の情報漏洩対策について	・全国的にネット攻撃による情報漏洩が止まらない状況が続き、住民や行政の情報保護の重要性が問われている。関連して以下の３点を伺う。 （１）本町ではネットワークにアクセスして事務執行をする上での情報漏洩対策はどのようになされているのか伺う。 （２）インターネット上の外部攻撃と情報流出が一番多いことから、本町の職員がインターネット接続する上での留意事項はどのようになっているのか伺う。 （３）仮に情報流出した場合の対応手順と再発防止策はどのようになっているのか伺う。	町長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

令和８年11月19日

桑折町議会議長　原　賢志　様

桑折町議会議員

２番　齋藤松夫

一般質問通告書

桑折町議会会議規則第６１条第２項により次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
１、義務教育学校設置方針決定に至る経過等について	（１）９月定例会で、令和７年１０月２９日、教育委員会として義務教育学校設置方針を決定に至る過程において「同年１０月１５日午後１時３０分から、同１７日１６時からの２回にわたり、教育長室において、教育長、課長、係長、担当職員で検討を行った」との答弁を九月定例会でいただいた。 この答弁は３日前の答弁を修正しての答弁であったが、３日前答弁の段階では２回の会議開催という事実を失念していた結果と理解してよろしいか伺う。 （２）会議招集者はどなたであったか。文書管理規定に基づく会議記録文書は存在するか否かを伺う。 （３）この会議は小中学校のあり方検討委員会の提言（同年１０月８日）を受けての重要な会議である。 この協議は、同提言が義務教育学校一択ではなく「義務教育学校や小中一貫校といった統合のかたち」という表現で「二つの選択肢を提示」したとの前提での協議であったか。それとも提言は「義務教育学校ありきの提言」と理解しての協議だったのか。どちらであったかを伺う。	教育長
２、水道料金対策を踏まえた第５次水道拡張計画	（１）基本構想・基本計画策定事務は、第５次拡張事業に対する国の財政支援を受けるための県との協議が可能な段階まで進んでいるか否かを伺う。	町　長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

策定について	（２）９月定例会答弁に照らせば、県との協議は行われて然るべきと考える。協議はどこまで進んでいるかを伺う。 （３）国の財政支援を受けられる最も有望なメニューの絞り込みがなされたか。また９月定例会で提言した「民営簡易水道の公営化＋上水道と公営簡易水道の統合方式」の検討は行われたか否かを伺う。	
３、本町のクマ対策と政府の「クマ被害対策ロードマップ」について	（１）政府は本年３月、「クマ出没時の対応が確立され、人とクマとのすみわけを実現し、国民の命と暮らしを守る」ことを「めざす将来像」として掲げた。 これは緊急銃猟等々の緊急対策を含む当面の対策と共に、人とクマのすみわけ実現をめざす長期展望に立つ対策が必要であることを教えているものである。 令和８年度においてこのような観点を踏まえ対処しているかどうかを伺う。 （２）「クマ被害対策ロードマップ概要版」の冒頭で、「２０３０年度まで、都道府県や市町村と連携しつつ、パッケージに含まれる施策の体系的実施で、継続的かつ効果的な推進を図る」と述べているが、これを踏まえれば、本町のクマ対策もこのような方針に基づいて具体化していくことが必要と考える。所見はどうか伺う。 （３）当面の対策として諸施策を講じその成果も上げているものと承知するが、「人とクマの住み分け実現」に向けての対策はどのように進める考えか、以下２点について伺う。 ①現在すすめている緩衝帯（飛び地型）設置をベルト地帯型緩衝帯に発展させる構想の検討経過の有無を伺う。 ②柿の木伐採とセットで、同様の観点・手法でクマのエサとなりうるドングリがなる広葉樹伐採を検討してはどうか。所見を伺う。	町　長

様式４　一般質問通告（会議規則第６１条、運用基準８４）

４，桑折町総合計画（中期基本計画）における公立藤田病院の位置づけと町負担額について	（１）公立藤田病院を地域医療の中核として位置づける町方針は不変であると理解してよろしいか伺う。 (2) 令和７年度決算における公立藤田病院負担金（特別交付税分）29,68 万 4 千円の負担金額算出根拠を伺う（資料提出に基づく答弁を求める）。 (3)　同　特別負担金（一般財源）３千万円に係る構成市町間での負担割合の根拠及びその変更協議経過（組合設置時から現割合への変更）を伺う。	
５，桑折町総合計画における住民自治協議会の位置づけ及び第 3 次生涯学習推進計画について	（１）町総合計画（中期基本計画）における住民自治協議会の位置づけ及び同会の存廃に関する町方針について伺う。 (2) 方針変更に関する検討経過を伺う。 (3) 第 3 次生涯学習推進基本計画策定後における生涯学習推進会議設置要項に基づく、同推進会議開催経過及び協議事項を伺う。	町　長 教育長